

Part2

避難区域、学校 20 ミリ、給食、内部被曝、県民健康管理調査のポイント

署名の提出等 10分

1. 選択避難区域の設定と特定避難勧奨地点について 11:25~12:00

質問 1、2

◆ 1. の 2. の回答を聞き、主に 2. について議論 35分

1. 「選択的避難区域」の設定について

(1) 現在の避難区域設定の問題点に鑑み、「選択的避難区域」を設け、住民の自主的な判断による避難に対して、賠償や行政サポートを認めるべきであると要請してきた。これに関して、回答を頂きたい。

★回答を聞いて改めて検討を要請

2. 特定避難勧奨地点について

(1) 伊達市霊山周辺の特定避難勧奨地点の指定基準について、空間線量で毎時 3.2 マイクロシーベルト/時、毎時 2.7 マイクロシーベルト/時（子ども・妊婦がいる場合）であり、説明会では、基準値に満たない世帯でも、付近に指定されたところがあればコミュニティを崩さない程度に指定するとのことであった。ところが実際には、指定された世帯に挟まれた妊娠可能年齢の女性のいる世帯が外れたり、同じ敷地内の 2 世帯のうち 1 世帯だけ指定されたり、指定された世帯よりも線量が高く妊婦がいる世帯が外れたりといった事例がある。指定の基準を明確に示していただきたい。

(2) 上記 (1) の件について、住民が問い合わせても、国と市の間でたらいまわしにされる状況だが、指定に責任を持つのは誰か、問合せ先はどこか、また、指定された場合の支援の中身について具体的な説明がないが、これも明らかにされたい。県外への避難を希望した場合にはどうなるのか。

(3) 上記のように、世帯ごとの指定には、選定の際の不透明さや混乱、コミュニティの分断などの大きな問題が生じている。汚染の広がりからいっても、世帯ごとの指定には無理がある。特定避難勧奨地点ではなく、面的な区域設定とすべきだと考えるが、いかがか。

- 交渉に霊山の小国地区の方が参加予定
- 伊達市のみなさんが 7 月 29 日に海江田経産大臣に面会し区域指定を要請
- 区域指定の問題は伊達市議会でも問題となっている
- 指定の不透明な部分と区域指定について議論する

(4) 南相馬市の特定避難勧奨地点の選定基準について、地面から1メートルの空間線量で毎時3.0マイクロシーベルト/時、さらに子どもを考慮して地面から50センチメートルで毎時2.0マイクロシーベルト/時との報道があるが事実か。これは他の地域でも適用されるのか。

(5) 福島市大波、渡利について特定避難勧奨地点の検討に入ったとの報道が地元紙で繰り返さされているが、検討状況について明らかにされたい。住民への説明会を行う予定はあるのか。住民説明会について、伊達市の場合は、国と市がそれぞれ説明会を開催したが、福島市大波、渡利等についてはどうするつもりか。

<この間の経緯>

- 6月17日と20日の福島市の計測で、渡利、小倉寺、南向台、大波で3マイクロシーベルト/時を超える線量を計測、これと山内氏の土壌汚染計測結果をもとに、特定避難勧奨地点に指定するよう要請
- 7月上旬に、渡利、大波、小倉寺で特定避難勧奨地点に関する説明会が開かれると報道があるが立ち消えに
- 7月15日に国が自動車を使ったモニタリング、渡利と大波で3.3マイクロシーベルト/時を超える高線量を計測し、特定避難勧奨地点の検討に入った
- 福島市が7~8月にかけて渡利、大波、南向台にて大規模な除染
- 7月18~22日、国が特定避難勧奨地点指定のための詳細測定を渡利、大波にて実施

<議論>

- 霊山から参加される方の実家は大波…議論に加わってもらおう
- 国の詳細測定は除染していない箇所も計測したのか？
- 除染箇所も効果が一時的である可能性もある、特定避難勧奨地域として広く地域指定を行うべき

2. 内部被ばくと県民健康管理調査について 12:00~12:30 質問3、6

3. 内部被ばくの考慮について

(1) 原子力安全委員会は、避難の基準となる積算線量の算出に際しては、吸引・食物などすべての経路についての内部被ばくを考慮すべきであるとの見解を示しているが、これは政府の見解ということで間違いないか。

(2) ダストの吸引による内部被ばくについて、原子力安全委員会は、解析ではなく実測に基づいた評価を求めているが、これをどのように行うのか。

(4) 避難の基準となる積算線量の算出に際して、未だに内部被ばくをきちんと考慮していないのは問題ではないか。

- 災害対策本部は、原子力安全委員会の要請に応えたのか、応えていないのか？

(3) 原子力安全委員会は、4月までの線量評価においては、内部被ばくを全体の1割として考慮したが、この中には、放射能雲（プルーム）からの吸引は含まれていないとしている。これをどのように評価するつもりか。

- 3月に実施したスクリーニングにより、甲状腺の等価線量で最大35ミリシーベルトの子どもの被ばくが明らかになった問題について、データの削除をやめて情報を開示するよう要求し、スクリーニング実施時でヨウ素が3分の1に減衰していることが考慮されているのか、スクリーニングの場所の線量が高すぎる問題について聞く（要求・質問はあらかじめ送っておく）

6. 県民健康調査について

(1) 県民健康調査におけるWBC、尿検査について、あまりに検出限界が高すぎることにについては、8月8日の会合で、災害対策本部は、「詳細を確認し回答する」とした。確認結果についてご教示いただきたい。

(2) ホールボディーカウンター及び尿検査の検出限界はどのように定められたのか、また、それぞれの根拠について明らかにされたい。

(3) ホールボディーカウンター及び尿検査の検出限界の妥当性について、原子力安全委員会の見解を明らかにされたい。

- 先行調査のWBCの検出限界は320Bq (Cs-134)、570Bq (Cs-137) となっている。日本人成人男性で平常時セシウム体内量は30Bq程度、核実験による汚染がひどかった1964年で530Bq程度というデータ (Cs-137のみ) がある。
- フクロウの会と子ども福島ネットによる福島の子どもの尿検査で0.4から1.3Bq/Lが検出されている。東大アイソトープ総合センター長の児玉氏によると、チェルノブイリでは、尿中のセシウム6Bq/L程度で、膀胱癌の前段の膀胱炎が過剰に生じている。
- この問題で福島県との交渉が準備されている。

3. 現存被ばくの適用、学校20ミリの見直し→1ミリへ 12:30~13:00

質問4、7、5

4. 「緊急時被ばく状況」と「現存時被ばく状況」の適用について

(1) 原子力安全委員会は、福島市や郡山市など、警戒区域や計画的避難区域外で人が住んでいる地域については、「緊急時被ばく状況」ではなく「現存時被ばく状況」が適用されるとしているが、これは政府の見解ということで間違いはないか。人が住む特定避難勧奨地点についても同様か。

(2) 「現存被ばく状況」を適用した場合、ICRP声明に従い、1~20mSvのなるべく下方のレベルを採用し、被ばく低減措置を進めるべきではないか。具体的にどのような措置をとるのか。

- 原子力安全委員会は、8月8日の会合で下記のように発言している。

原子力安全委員会：現在は、緊急時と現存は並立した状況。人が住んでいれば現存時被ばくが適用され、1～20mSv のできるだけ低い値を設定し、長期的には1ミリを目指すことになる、飯舘村など計画的避難区域では緊急時である。伊達市、福島市や郡山市では、現存時（1～20mSv）が適用される。そのように説明した文書も出している。http://dl.dropbox.com/u/23151586/110808_kaijo_fukko.pdf

- 上記見解が日本政府のものであることを確認する。
- 現在の「20ミリ」という基準ではなく、「なるべく低い値」を参照値として設定すべきであることを提起。

7. 学校暫定目安（年20ミリ／毎時3.8マイクロシーベルト）の見直しについて

（1）見直しの検討状況（どのような視点で見直しを行うのか、見直しを行っている部署、どのような議論が行われているのか、基準はどのように適用されるのか）についてご教示されたい。

（2011年8月24日03時04分 読売新聞）

政府は、学校での屋外活動を制限する放射線量としてきた毎時3・8マイクロ・シーベルトの基準を廃止し、今後は同1マイクロ・シーベルトを目安に校庭などの除染を進める方針を固めた。

基準線量が高すぎるとの批判や、福島県内外で独自に除染が進められている状況を受けたもので、事実上これまでの「安全値」を見直す形だ。文部科学省は、子供が学校で受ける積算線量を年間1ミリ・シーベルト（1000マイクロ・シーベルト）以下に抑えることを目指し、除染費用を支援する。

毎時1マイクロ・シーベルトは、年間の積算放射線量が1ミリ・シーベルトを超えない目安と位置づけ、屋外活動を制限する新たな基準とはしない方針。年間1ミリ・シーベルトは、平常時に自然界や医療行為以外で浴びる線量の限度とされる。

- どの時点からカウントする数値か。
- 食物や吸引などのあらゆる経路の被ばくが考慮されているか。
- 年間積算値から、学校施設利用の基準への算定方法。（前回と同じか？）なぜ、1マイクロシーベルト／時か？
- 学校内「1ミリ」との関係。

5. 給食について

（1）給食の食材に関する詳細な測定を実施すべきだと考えるがいかかが、その後の検討状況について伺いたい。

（2）給食の食材の産地公表について、自治体により公表の姿勢にばらつきがある。改めて公表を促すよう指導すべきだと考えるがいかかが。

- 8月8日の交渉では前向きな回答があった。その後の進展状況について聞く。

4. 「緊急時避難準備区域」の解除について 13:00~13:15 質問8

8. 「緊急時避難準備区域」の解除について

- (1) 緊急時避難準備区域の設定解除は、原子炉の状況、水素爆発の可能性、インフラの整備状況などとのことであるが、余震が続く中、放射能大量放出の可能性はなくなったとは言えないのではないか。
- (2) 「緊急時避難準備区域」の解除にむけた放射線測定アクションプランが公表されているが、この中で土壤汚染調査は実施されるか。実施される場合は、その詳細（採取地点、採取方法含む）を、実施されない場合は、その理由について示されたい。
- (3) 区域内で線量の高い地域についてはどのような扱いになるのか。
- (4) 「緊急時避難準備区域」が解除されたあとも、帰還に不安を感じて避難を継続される方々への補償の支払いはどうか。

- 緊急時避難準備区域：報道によれば、「一括解除」の方針。自治体による「復旧計画」が出そろって9月上旬？→要確認
- 南相馬の避難勧奨地点の基準は3マイクロシーベルト/時
- 文科省の「緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果」は、0~1.0 μ Sv/h、1.0~1.9 μ Sv/h、1.9~3.8 μ Sv/h・・・とレンジを区切っており、個別の値が不明。3または3.2 μ Sv/hなどの避難勧奨地点の基準との関係が不明。また最大を19 μ Sv/h以上とするなど、ことさら高い値の判例を入れ、それらに比べると一見低く抑えられているかのようにみせている。現在、観測されている値を、よりきめ細かく公開すべき。→個別データの開示を求める。
- チェルノブイリの避難基準

	土壤汚染 セシウム 137	個人の被ばく量 (注)
強制移転地域ゾーン (優先)	1480 キロベクレル/m ² 以上	
強制移転地域ゾーン	555 キロベクレル/m ² 以上	5 ミリシーベルト以上
移転の権利ゾーン	185~555 キロベクレル/m ²	1 ミリシーベルト以上
定期的なコントロールゾーン	37~185 キロベクレル	

出典 Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997) : Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situation

注) 個人の被ばく量は、自然放射線に追加的なもの。

移転の権利ゾーンからの移転には、①補償、②移転先アパートの提供、③医療サービス——などが提供されている (2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ/グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演)。

- 緊急時避難準備区域が解除されたあとの賠償の扱い。